傍 聴 要 領

埼玉県廃棄物処理施設専門委員会

1 傍聴する場合の手続

会議の傍聴者は、事務局係員の指示に従って、会場に入室してください。

- 2 会議の秩序の維持
- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2)傍聴者が3に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、 退場していただく場合があります。
- 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。
- (1)会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公 然と可否を表明しないこと。
- (2)騒ぎ立てるなど議事を妨害しないこと。
- (3)会議において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4)会議において、議事の支障となるような写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。